

五泉市農業委員会

令和5年 第7回 定例総会議事録

会議開催 令和5年7月31日(月) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(17人)

	2番	渡辺	清滋		
3番	今井	聡	4番	亀山	公子
5番	大槻	彰吉			
7番	川村	孝雄	8番	林	毅
9番	権平	孝男	10番	金子	信行
11番	小泉	和吉	12番	長谷川	亘
13番	渡邊	利雄	14番	羽賀	隆
15番	阿部	伸由	16番	樋口	勝俊
17番	酒井	美奈子	18番	加藤	健一
19番	松尾	タカ子			

欠席委員

1番	大湊	弘明	6番	高橋	喜美子
----	----	----	----	----	-----

関係説明者

局長	山口	広也	次長	渡辺	純子
村松事務所長	本間	泰巳	係長	阿部	隆
主査	松村	徹			

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について

議案第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出
について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地
利用集積計画の取消しについて

8. 報告事項

報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 5 年第 7 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 7 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、1 番 大湊弘明 委員、6 番 高橋喜美子 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 14 番 羽賀隆 委員、15 番 阿部伸由 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 16 番 樋口勝俊 委員から報告してもらいます。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。議席番号 16 番、現地調査班 樋口です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 7 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 00 分から私ほか、加藤 代理、神尾 推進委員、樋口 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区においては下条、石倉、寺沢 2 丁目、今泉、五泉字天王免、論瀬、笹堀、猿和田、中川新、村松地区においては千原、青橋 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 10 件で、売買が 7 件、贈与が 3 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、畑 1 筆、合計面積 254 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 414 m²をこれまで耕作をお願いしていた譲受人の方へ議案書記載の金額で売買するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、第 3 条第 3 項各号に該当する農地所有適格法人であり、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規

模縮小のため、田 2 筆、畑 1 筆、合計面積 732 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 1,694 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、第 3 条第 3 項各号に該当する農地所有適格法人であり、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 5 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 3 筆、合計面積 1,548 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

なお、譲受人の方は新潟市の方ですが、すでに五泉市内にも農地を所有されておられて、通って農地を耕作したいということで、そば作りを頑張っておられるということでもあります。

4 ページに戻っていただき、番号 6 番は、売買の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 177 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 7 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 967 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号 8 番は、贈与の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 3,583 m²を贈与するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページに戻っていただき、番号 9 番は、贈与の案件となります。こちらは、共有名義の農地の権利を整理・集約するため、田 2 筆、合計面積 1,398 m²の共有の持ち分を譲受人に贈与するものです。結果として、もともと 5 名の共有のものが、譲受人の 2 名の共有名義に変わるというものであります。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 10 番は、贈与の案件となります。譲受人の経営規模縮小のため、田 1 筆、合計面積 1,006 m²を弟さんからお兄さんへ贈与するものです。

16 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は猿和田地内の田および畑、番号2番は下条地内の田、番号3番は論瀬地内の畑、番号4番は笹堀地内の田、番号5番は中川新地内の畑、番号6番は下条地内の田、番号7番は千原地内の田、番号8番は中川新地内の田、番号9番は寺沢2丁目地内の田、番号10番は青橋地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 　　はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は総数1件です。

19ページをご覧ください。番号1番は、石倉地内の登記地目畑1筆、面積83㎡を住宅用の通路とする永久転用案件となります。

26ページの審査表をご覧ください。いままでは隣接する農業用ハウスの出入り用の通路として使用しておりましたが、住宅を新築するのに合わせ、正式に住宅用の通路として転用したいと申請があったものです。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー（ア）」であります。申請地は、石倉

地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未滿の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (樋口勝俊 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は現在、石倉地内の農業ハウスの出入り通路として利用されている畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は総数1件で、売買が1件であります。

29ページをご覧ください。番号1番は、五泉字天王免地内の登記地目田2筆、面積343.78㎡を個人住宅敷地とする永久転用案件で、売買となります。

36ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)-a-(a)」であります。申請地は、五泉字天王免地内の、上下水道が埋設され、

おおむね 500m以内に 2 つ以上の公共施設、具体的にはつくし保育園、ABC幼稚園があるため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (樋口勝俊 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は五泉字天王免地内の休耕田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

39ページをご覧ください。今月は7件の申し出がありました。番号1番から7番の内容については、令和5年7月19日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から7番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積10,803㎡。番号2番は、面積730㎡。番号2番は規定面積を

満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号3番は、面積1,031㎡。番号4番は、合計面積7,658㎡。番号5番は、合計面積1,963㎡。番号6番は、合計面積8,778㎡。番号7番は、合計面積3,864㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。49ページの議案番号9番から11番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員退室)

議長 「通常案件」の議案番号9番から11番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

49ページをご覧ください。番号9番から11番は利用権設定の再設定案件です。

番号9番は合計面積933㎡。番号10番は合計面積5,088㎡番号11番は合計面積7,376㎡。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号9番から11番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号9番から11番は、原案のとおり決定されました。関係委員は、入室して下さい。

(関係委員入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号9番から11番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は12件、その内、賃貸借の新規は6件、再設定は6件の申し出がありました。

45ページからをご覧ください。番号1番から6番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積3,063㎡。番号2番は、合計面積5,429㎡。番号3番は、合計面積3,627㎡。番号4番は、合計面積5,262㎡。番号5番は、合計面積2,042㎡。番号6番は、合計面積2,032㎡。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、49ページをご覧ください。番号9番から11番を除く番号7番から12番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 9 番から 11 番、を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 9 番から 11 番、を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 5 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

国の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」が令和 5 年 3 月 30 日付けで一部改正されたことに伴い、五泉市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正するものであります。

55 ページからの新旧対照表をご覧ください。改正箇所をご説明いたします。

まず、第 3、農用地等権利取得要件の中の、農業委員会が作成するあっせん基準における農用地などの権利を取得させるべき者から、農地中間管理機構、農業者年金基金、農業協同組合に関連する文言を削除します。

次に、56 ページの第 5、あっせん優先順位の 1 項の中の、あっせんする者から、農地中間管理機構、農業者年金基金に関連する文言を削除します。

次に、同じく第 5 の 3 項は、文言の追加になります。農業委員会が作成するあっせん基準における農用地等の権利を取得させるべきものの要件について、地域計画の区域内においては、(1) 地域計画の区域内の農用地などに農業を担う者が位置付けられている場合には、その者にあっせん。(2) 市が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせん。(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合などには、地域計画の達成に質する者へあっせんする。これらの文言を追加します。

次に、57 ページの第 7、あっせん譲受け等候補者名簿の作成の中の、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿と登録されているものとみなす旨の記載を追加します。

次に、58 ページの第 8、あっせんの中の、「地域計画の区域内において、」の文言を追加します。また、地域計画の区域内において、当該農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出等があった場合は、農地中間管理機構の活用を促すとの記載を追加します。

次に、59 ページの第 12、あっせん活動、第 13、あっせん証明書の交付、第 16、あっせん打ち切りの通知の中の、「(2)」と書かれている文言を「2」に改めます。

附則でございますが、この変更基準は、知事の認定を受けた日から施行いたします。

以上、新旧対照表のとおり上程いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 5 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 5 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」を上程します。

なお、本件について、先般の意見書の取りまとめ会議において、8 月 31 日に開催される市長との意見交換会での意見の発表者を検討するとしておりました。

このことについて、先日の役員会で、発表者は各班の班長さんをお願いすことにいたしましたので、班長をつとめられた委員におかれましては、当日よろしくお願いいたします。

なお、当日補足などがあれば意見の提出者や他の班員からも説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

次 長 はい、議長。それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。

総会資料の 69 ページをご覧ください。意見書につきましては、15 人から 34 件の意

見が提出されましたが、7月10日の取りまとめ会議で20件に集約しました。

その後、19日の役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を5件、市に対する意見を5件、その他の意見を1件、計11件にまとめております。

70ページの意見書の冒頭部分につきましては、読み上げを省略いたします。

次に、71ページをご覧ください。1、国・県に対する意見は5件です。

(1) 価格高騰への対応について、燃料や資材等が値上がりしている中、農産物は価格転嫁されず負担は増えるばかりである。このままでは離農する人が増える恐れがある。

欧米では農業所得に対し、90%以上もの公的助成があり保護されているとのことですが、このような所得補償制度を設けるなど、安心して経営できる取り組みを行っていただきたい。

(2) 河川の維持管理について、河川や農業排水路の雑木、雑草の繁茂や川床の土砂の堆積により、大雨で氾濫した際の農作物被害が危惧される。雑木の伐採、除草、蓄積土の除去など定期的に適切な維持管理をしてほしい。

(3) 消費者への周知について、日本農業の復興は「国消国産」の消費拡大にかかっている。食料自給率向上の重要性について、さらなるPRを行ったらどうか。

(4) 圃場整備への支援について、農作業の効率を上げるため圃場整備計画が進んでいるが、更に多くの予算を付けて、計画区域全体の工事完了期間を短くしてほしい。

(5) 有害鳥獣対策について、近年、サルやイノシシ、タヌキ、クマ等の目撃情報や農作物の被害の報告が多くなっている。有害鳥獣駆除に対する許可は、猟友会などの狩猟免許保有者に対するものがほとんどであるが、個人でも有害鳥獣捕獲がしやすいように制度の改正をお願いしたい。

国・県に対する意見は以上となります。

続きまして、72ページをご覧ください。2、五泉市農業施策に関する意見は5件です。

(1) 五泉産農産物の周知について、以前、テレビの全国放送で五泉産のレンコンやネギを使ったレシピを紹介したところ、反響が大きかったと聞いている。ぜひ、里芋・扁豆も全国放送のテレビ番組でアピールしてほしい。

(2) 農業者支援について、耕作者の高齢化・後継者不足により遊休農地が多くなっている。そこで新規就農者や小中規模農家が離農することのないよう、手厚い支援が必要だと考える。新規就農者への支援制度は分かりやすい周知を務めていただきたい。また、国の支援制度は条件が厳しいため、条件を緩めた市独自の支援策をお願いしたい。

(3) 有害鳥獣対策について、近年、サルやイノシシ、タヌキ、クマ等の目撃情報や農作物の被害の報告が多くなっている。また、今年はニュースでクマの目撃情報を頻繁に見るようになってきている。作物が作れなくて辞めてしまう方も多いうのだ。猟友会への要請・人材確保・育成を強化するとともに、より強い具体的な対策をお願いしたい。

(4) 農業機械導入の助成について、農業機械等が7月1日以降、大幅な値上げとなり機械の導入を阻害している。現在、市で行っている支援事業の補助率を20%から30%に拡大してほしい。また、年々農家の経営は苦しくなっているため、設備投資、修理等に対する更なる支援策をお願いしたい。

(5) 農作業車両の事故注意喚起について、近年、農業機械も大型化しており、特に春と秋は、農耕車の通行や、駐車が多くなる。事故が起きないように、市民の皆様へ注意喚起をお願いしたい。

五泉市農業施策に関する意見は、以上となります。

続きまして、73 ページをご覧ください。3、その他の意見は1件となります。

(1) 用水路の修繕について、2年前、用水路からの漏水が酷く土地改良区から補修をしていただいたが、漏水は続いており早急に対応をお願いしたい。

その他の意見は、以上となります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺 清滋 委員 はい。

議 長 はい、渡辺 委員。

渡辺 清滋 委員

2番、渡辺です。質問いたします。まず、国への意見の、(1)の欧米では農業所得に対し、90%以上もの公的助成があり保護されているとありますが、例えばどこの国がどういう風になっているか一例を挙げて教えていただければと思っております。

それから(3)の補足ですが、先週の農業新聞に書かれていたことです。2023年7月23日から全中、全農、共済連、農林中央金庫の4団体合同で、全国的に国消国産のPRのために、日曜日は「国産デー」にしようと、今後大々的にテレビ等でCMしていくということであります。これは大変良いことと思います。

我が農業委員会も7、8年前から消費拡大、地産地消というものを国民に浸透していかなければならないと。その一つとして給食というものは大変インパクトがあると。じわじわと国産、地産というものに繋がっていくということでやってきた訳です。

つまり、一人ひとりの小さな農業委員会であっても、大きな団体を動かし、さらに政府を動かすことになる。一番の問題は政府を動かすことができても、国民の心をどう動かすかなんです。ここが一番問題で、小麦は国民消費が50%増えてる、コメはそれより少ない消費。これをどういうふうにして挽回していくのかというのが、まさに小さな意見を遠慮なしで出していき、そこから波が広がるように国民全体に広がっていかなくやな、と思っております。

もう一つ重要なことですが、7月27日の読売新聞のオンライン記事を読んでいたら、びっくりするようなことが書いてありました。台湾有事になった場合には国民の半数が餓死すると書かれていたんです。この記事を見て非常にびっくりしたわけです。そのためにも、日頃から国産のものを大事にし、そして国民がありがたく農家の方が作ったコメを消費していく、この地道なあれが大事だと最後に触れていました。

ですから、こういった小さな声であっても大きな声に繋がるな、と意見として申し上げました。以上です。

議 長 貴重な意見ありがとうございました。事務局への質問がありました。どこの国が90%の支援をしているか説明をお願いします。

次 長 詳しい資料を持ってきていなかったんですが、意見が出ましたのでインターネットで調べてみたら、フランスなどヨーロッパの方で9割とかの支援、税金を充てて支援をしているという記事を確認いたしました。

議 長 ほかにございませんか。

大横 彰吉 委員 はい。

議 長 はい、大横 委員。

大横 彰吉 委員

5番、大横でございます。国・県の意見について、(2)河川の維持管理について意見が上程されておりますが、この河川というのは1級河川なのか2級河川なのか、何か具体的なものがあるのかお聞きします。

議 長 事務局。

次 長 この河川については、1班、2班、3班、5班から意見が出ているんですけども、具体的な河川名が出ているのは桑山川であります。

権平 孝男 委員

その川は1級河川で、これは国土交通省で年2回草刈りをしているんだけど、県管理の2級河川についても管理してほしいという意味で出ていると思います。

大横 彰吉 委員

はい、分かりました。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第6号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 6 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、原案のとおり決定されました。

この意見書については、10 日に私と役員一同で市長さんに提出いたしますので、31 日の意見交換会への出席をお願いいたします。

続きまして、「議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の取消しについて」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

本日お配りしました、追加議案をご覧ください。

令和 5 年第 6 回総会で議決されました議案書における、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について」の、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番について、事務手続き上の誤りがあったことが分かったため、これを取り消すものです。

なお、今回の取り消しにあたり、譲受人と譲渡人の双方の方々には、すでにお詫びと説明をおこなっております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の取消しについて」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の取消しについて」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 農地中間管理事業による農地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。

77 ページからをご覧ください。今回の案件は、所有者が不明の農地の賃貸借案件であり、五泉市で初の案件になります。

相続人がいない等の理由によって所有者が不明となっている農地は、農地法第3条や基盤法による貸し借りは認められておりません。

ただし、例外として、中間管理事業を利用する場合であって、県の裁定があったもの限り、所有者不明のまま、貸し借りを行うことができます。

今回の場合、新関地区の圃場整備事業に伴い、新津郷土地改良区から、相続人がいない農地を計画区域に含めるために賃借権を設定したいとの要望があったもので、5月の常設審議会を経て、中間管理権で設定することはやむを得ないとの県裁定があったものです。

通常であれば集積計画と配分計画がセットの議案となりますが、今回の場合、県の裁定で基づくものであるため、配分計画のみの報告となります。

番号1番は、賃貸借の案件となります。

番号1番は、合計面積1,526㎡。これらそれぞれを議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

以上報告いたします。

議長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

大槻 彰吉 委員 はい。

議長 はい、大槻 委員。

大槻 彰吉 委員

5番、大槻です。質問ですが、今回の案件では、所有者が分からないということで、10アールあたり千円の賃料が設定してありますが、この千円はどこへ入るんですか。

議長 事務局。

松村主査 はい、お答えします。賃料につきましては法務局に預託という形で預けられることになります。

大槻 彰吉 委員

では、預託の期限というのはあるんですか。

松村主査 特に期限は定められていないと聞いております。

大横 彰吉 委員
はい、ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和5年第7回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時55分 閉会)